

## 議案第111号

備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月25日提出

備前市長 田原 隆雄

## 備前市条例第 号

備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

備前市国民健康保険税条例(平成20年備前市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じ

て得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第5項中「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「所得税法」に、「同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」を「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」に、「法」を「法」に、「とする。)」を「とする。）」及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の備前市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第111号参考資料  
備前市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円</p>

控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年  
 金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあ  
 っては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)を  
 いい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条におい  
 て「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円  
 に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金  
 額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額  
 が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保  
 険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場  
 合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10  
 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世  
 帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係  
 る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額  
 が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保  
 険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場  
 合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10  
 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世  
 帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納

控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年  
 金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあ  
 っては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)を  
 いい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条におい  
 て「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円  
 に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金  
 額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額  
 が、33万円  
 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額  
 が、33万円

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額  
 が、33万円

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額  
 が、33万円

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額  
 が、33万円

<p>税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法</u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、<u>同条中</u>「<u>法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>及び<u>山林所得金額</u>」と、「<u>110万円</u>」とあるのは「<u>125万円</u>」とする。</p>	<p>税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法(昭和40年法律第33号)</u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、<u>同項中</u>「<u>法第703条の5に規定する総所得金額</u>」とあるのは「<u>法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>」とする。</p>
--	---